

# 2019年6月定例県議会 一般質問

2019年6月26日

日本共産党 吉田英策県議

日本共産党の吉田英策です。通告に従い質問いたします。

## 一、原発ゼロ法案について

まず、原発ゼロ法案についてです。

原発事故から8年3か月、甚大な被害を受けた福島県の事故の最大の教訓は、原発と県民生活は両立できないということです。原発の電気は再エネなど自然エネルギーの電気より高いことは政府も認めています。原発輸出は破綻し、10万年保管が必要と言われる「核のゴミ」の処理方法は決まっていません。国民に大きな負担と犠牲を押し付けるのが原発です。

国会に提出されている「原発ゼロ基本法案」は、福島原発事故を踏まえた法案です。「今動いている原発は止め、再稼働は許さない」「立地自治体の雇用や経済に国が責任を持つ」「再生エネルギーの推進」を掲げており、法案の成立こそ求められています。ところが、「原発ゼロ基本法案」は、与党はいまだに審議入りにすら応じていません。原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案の速やかな成立を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

## 二、原発廃炉作業のトラブルについて

原発廃炉作業のトラブルについてです。

第一原発3号機では、様々なトラブルが続く燃料取り出しが、当初の計画より4年4か月も遅れています。機器の不良、燃料取り出しのクレーンの制御盤の故障、ドーム継ぎ手部分の雨漏りなどトラブルが続いています。今月17日には、3号機の使用済み核燃料プール内ではがれき撤去作業中、機器が破損しプール内に落下したと東電が発表しましたが、緊急性が低いとして、公表は、発生から16時間後のことです。この東電の姿勢は許せません。また、排気塔解体のためのクレーンアームの高さ不足など、通常では考えられない初歩的なミスが続いています。こうした事態は、重大事故の引き金になりかねず、県民は長期にわたり事故の不安にさらされることとなります。廃炉作業は、東電任せにせず、国家プロジェクトとして国の責任で行うべきです。

福島第一原発3号機の使用済み燃料取り出しなどで発生したトラブルについて、県はど

のように認識しているのかお尋ねします。

福島第一原発の廃炉作業について、東京電力任せでなく、国に対し責任をもって安全かつ着実に取り組むよう求めるべきと思いますが、県の考えをお尋ねします。

### 三、津波対策について

津波対策についてです。

県は3月、津波の浸水想定区域を12年ぶりに見直しました。福島県周辺海域で東日本大震災と同じ規模の地震が発生し、高潮などの条件が重なった場合、沿岸10市町の浸水面積は14,296haで、東日本大震災時の被災面積約11,200haを約3割上回ると想定し、いわき市でも最大14.9m、原発が立地する大熊海岸では21.8mを想定しています。この津波想定から見れば、東京電力が福島第1原発の防潮堤を11mとしたのは津波対策としては不十分です。

福島第一原発の津波対策について、津波浸水想定の高さを踏まえるよう東京電力に求めるべきと思いますが、知事の考えを尋ねます。

### 四、放射線の監視体制について

放射線の監視体制についてです。

県は、デブリ取り出しに向け、再臨界が起きた際に出る中性子線を迅速に察知する検出器を原発敷地外の3ヶ所に設置し、放射線の監視体制を強化するとしています。県独自の観測体制と廃炉作業の安全性を把握し、正確な情報を県民に伝えることは必要なことです。

廃炉作業の進捗に応じ、環境放射線モニタリングの体制を強化するとともに、測定結果を速やかに県民に発信すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

中間貯蔵施設への除去土壌の搬入量は、今年度は昨年度の2倍になり交通安全対策、環境保全対策の強化が求められます。そうした中、大熊町の大気浮遊ダストの測定値が測定開始以降最大になり、セシウム137値が前回測定値と比べると3倍になったと県は安全監視協議会の環境モニタリング評価部会で報告し、その一つの原因として中間貯蔵施設への除染廃棄物の輸送車両の往来で、モニタリングポスト周辺の砂ぼこりが舞い上がったためと説明しています。

中間貯蔵施設への搬入に当たり、環境保全のための取組を行うべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

原子力規制委員会は、リアルタイム線量測定システムについて、自治体、住民の反対が多く、当面存続させるとしましたが、撤去方針は変えていません。そして、汚染土壌が仮置き場から中間貯蔵施設へ搬入終了後、配置の適正化を図るとしてはいますが、多くの県民、市民団体が求めているのは、廃炉が完了するまでの設置を継続することです。

福島第一原発周辺地域のリアルタイム線量測定システムについては、更に増設するよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

リアルタイム線量測定システムについては、廃炉が完了するまで設置を継続するよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

## 五、除染について

除染についてです。

国は、帰還困難区域の除染は、特定復興再生拠点のみを対象にしていますが、帰還困難区域であっても、自宅に帰りたいという要望が多数あります。帰還を進める以上、復興拠点以外の帰還困難区域の除染も行うべきです。

特定復興再生拠点区域以外の帰還困難区域についても除染の対象とすべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

除染の汚染土を入れる袋のフレキシブルコンテナの耐用年数は8年から5年と言われ、8年以上が経過した現在、劣化により、つりあげた際破損し汚染土が崩れ落ちることが懸念されます。

劣化したフレキシブルコンテナの輸送の安全対策を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

## 六、小名浜高等学校といわき海星高等学校の統廃合について

小名浜高等学校といわき海星高等学校の統廃合についてです。

小名浜高等学校といわき海星高等学校の統廃合に向けた懇談会が、2度開かれました。私も傍聴をしましたが、県教育委員会の方針ありきの姿勢が際立ったと言わざるをえません。

いわき海星高校は、福島県唯一の水産学科を持つ高校として、福島県の漁業や海運を支えてきた高校です。東日本大震災で大きな被害を出しながらも地域やOB、学校関係者の努力で再開を果たしました。福島県の漁業は本格操業への努力が行われているもの

の、震災前と比べると約4割台と回復はしていません。漁業の復興は県、地域、漁業関係者が一体となって進めるべきものであり、いわき海星高校が地域に存在することは、復興への励みにもなるものです。

県が計画するいわき海星高校の水産系4クラスを3クラスに縮小することは、水産科を持つ高校の機能の縮小と教員の減少になります。いわき海星高校本来の教育にも大きな支障をもたらすことになります。関係者からは「機能を縮小せず残すべき」との声も上がっています。水産業に関わる人材育成や漁業の振興を考えれば統合により機能を縮小すべきでないと考えます。

県教育委員会は、いわき海星高等学校が本県水産業に果たす役割をどのように位置付けているのかお尋ねします。

いわき海星高等学校は、統合せずに存続すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

## 七、水産高等学校練習船「福島丸」について

水産高等学校練習船「福島丸」についてです。

いわき海星高校の水産練習船「福島丸」は、県内の水産業の人材育成に大きく寄与しています。練習船の意義を1974年に一部改訂した福島丸乗務員服務内規では、「生徒の習得した理論及び技能の実践の場とし、もって本県漁業の振興に寄与するため福島県水産高等学校練習船福島丸を設置する」としています。

「福島丸」は、1年間に5回の実習のための航海を行います。うち3回は、まぐろ延縄漁業で、ハワイ島ホノルル沖までの航海・実習を行い、その1回の航海は約2か月に及びます。その他2回は沿岸漁業を行います。長期にわたるこうした実習・航海のもとで高校生、専攻生、乗組員の安全にとって良好な職場環境、作業環境は重要なことです。

ところが、正規職員の欠員状況は15年以上続いていると言います。放置すれば一人当たりの負担が増え、けがや病気にもつながり職場環境を悪化させることにもなります。

県教育委員会は、福島丸の正規職員の確保にどのように取り組んでいるのか尋ねます。

欠員を生む要因には、民間船舶の乗組員との給与の格差などから、募集しても必要な人員を確保できないということがあります。乗組員は生徒の実習の指導を行うという特別な仕事があり、それに見合う処遇改善を行ってこそ安全な航海や実習ができます。

島根県では、水産練習船の乗組員について、欠員が常態化し、安全上・運行上の問題を抱えていることから、勤務実態、他都道府県の船舶乗組員の処遇の状況について調査

し、条例の改正を行っています。

福島丸の乗組員の給与について、処遇改善が必要と思いますが、県教育委員会の考えをお尋ねします。

## 八、学校のエアコンの猛暑での適正な使用について

学校のエアコンの猛暑での適正な使用についてです。

総務省消防庁によると、4月29日から5月26日までの1ヶ月で熱中症の疑いで病院に搬送された人は全国で3,354人、昨年と同じ時期と比べて1.6倍に増えています。

同時期に福島市では36℃を記録し、県立高校では暑さのためにクラスのエアコンを稼働させてほしいという生徒の要望に、6月中旬からの稼働を理由にエアコンをつけませんでした。暑さのために保健室で休憩をとる生徒もいたといます。

県立学校に設置を進めているエアコンは、全て今年の夏に稼働できるのかお尋ねます。

県教育委員会は、5月31日付けで「県立高校・中学校夏季空調設備の運用方針について」を学校長あてに出しましたが、この中で、冷房期間は6月15日から9月15日としています。冷房期間以外であっても猛暑の日があり、期間以外のエアコンの稼働に柔軟に対応しなければなりません。

県立高等学校におけるエアコンの使用については、冷房期間外であっても校長が適切に判断できるようにすべきと思いますが、県教育委員会の考えをお尋ねします。

県立高等学校のエアコンの維持管理予算を確保すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねたい。

県立学校の特別教室や体育館にエアコンを設置すべきと思いますが、県教育委員会の考えをお尋ねします。

## 九、踏切の安全対策について

踏切の安全対策についてです。

歩行者の安全が確保できないなど踏切改修の要望が相次いでいます。国土交通省が2016年に対策が必要な踏切や事故が多い踏切として全国34,000ヶ所の中から緊急性の高い1,479ヶ所を抽出し「踏切安全通行カルテ」が作成されました。「開かずの踏切」「歩道が狭い踏切」などがあり、本県では、いわき市内郷御台境町地内を含めた、5ヶ所が指定されています。

踏切安全通行カルテにある県道 3 ヶ所の踏切の整備状況をお尋ねします。

この「踏切安全通行カルテ」は踏切の現状を「見える化」し、今後の対策の基礎にするとしていますが、危険な踏切はこれだけにとどまりません。

県は、道路改良が必要な踏切をどのように把握し、対策に取り組んでいくのかをお尋ねします。

## 十、河道掘削について

河道掘削についてです。

異常気象のもとで、集中豪雨による河川の被害は増え続けています。普段は水量が少ない河川であっても、豪雨による増水で氾濫し近隣住民に大きな被害をもたらします。多く寄せられる要望は、河川内の土砂の掘削や草刈り、灌木の撤去などです。県はこれらに対応するため、昨年度から河道掘削等に関する予算を組んでおり、今年度もそのための予算を組んでいますが、地域からの河道掘削の要望は多く、こうした要望にこたえなければなりません。

河道掘削を積極的に行うべきと思いますが、県の考えをお尋ねします。

## 十一、小名浜港の安全対策について

小名浜港の安全対策についてです。

小名浜港臨港道路のサイクリングロードとしての供用に伴い、大型トラックや大型ローダーなど作業用重機との事故が起きないようにするための安全対策が必要です。特に夜間の事故を防ぐためにも道路照明の整備が必要です。

小名浜港臨港道路における夜間の交通安全を確保するため、道路照明の整備を行うべきと思いますが、県の考えをお尋ねします。

今年 12 月から、小名浜港東港地区の一部供用開始に伴い、作業が始まります。作業員を津波から守るための避難タワーなどの設置が必要です。

小名浜港東港地区に、津波に備えた避難施設を設置すべきと思いますが、県の考えをお尋ねします。

## 十二、会計年度任用職員の処遇について

会計年度任用職員の処遇についてです。

地方公務員法の「改正」を受け 2020 年 4 月から自治体で働く非常勤職員を「会計年

度任用職員」に移行します。この制度では、非常勤職員に「一時金が支給される」といった処遇改善が強調されていますが、いまだに政府としての財源措置が取られず、改善どころか、「会計年度」に限った雇用が法制化され、低賃金・処遇の悪化、雇止めなどの無権利職員が増えることが危惧されています。県の非常勤職員は女性が多数です。こうしたことが行われれば、女性活躍社会にも逆行します。

会計年度任用職員制度の導入に当たり、職員の解雇や賃金の引下げなど処遇低下につながらないようにすべきと思いますが、県の考えをお尋ねします。

市町村における会計年度任用職員制度の導入に当たり、制度の趣旨をいかし、職員の処遇低下につながらないように周知すべきと思いますが、県の考えをお尋ねします。

会計年度任用職員制度の導入に伴う財源措置を国に求めるべきと思いますが、県の考えをお尋ねします。

### 十三、高齢者の移動手段の確保について

高齢者の移動手段の確保についてです。

高齢者による自動車の操作ミスで重大事故が起きています。高齢者の免許返納は、本人の意思により進めるとともに、代替となる足の確保が必要です。福島市や二本松市は、独自に 75 歳以上の高齢者に交通機関への無料パスの発行をしています。福島市では、「ももりんシルバーパス」を発行し、市内の路線バス、JR バス、飯坂電車で無料化を行い、バス利用者は増えており、高齢者から喜ばれています。しかし、福島市内に限られており、広域で行うためには県の支援が必要です。交通機関の確保は、社会全体で考えるべき問題です。

公共交通機関の運賃無料化など、高齢者の移動手段の確保に取り組む市町村を支援すべきと思いますが、県の考えをお尋ねします。

高齢者の移動手段を確保するため、県内の公共交通機関を無料で利用できるようにすべきと思いますが、県の考えをお尋ねします。

高齢ドライバーによる交通事故が相次ぐ中、東京都は高齢者の操作ミスを防止するための装置の取り付けのための支援を決めましたが、本県も実施すべきです。

高齢運転者による交通事故を防止するため、アクセルとブレーキの踏み間違いを防ぐ装置の取付費用を支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

以上で質問を終わります。

## <答弁>

### 内堀雅雄知事答弁

#### (三、津波対策について)

吉田議員の御質問にお答えいたします。

福島第一原発の津波対策につきましては、津波浸水想定を超える約 25 メートルの津波への対策が進められており、ポンプ車や電源車の高台への配置など燃料冷却機能を維持するための対策が講じられているほか、浸水による汚染水の流出リスクを低減するため、建屋開口部の閉塞や建屋内汚染水の抜き取り作業などが順次行われているところであります。

県といたしましては、引き続き、廃炉安全監視協議会による立入調査や現地駐在職員による現場確認により、津波への対策が着実に実施されるようしっかりと監視してまいります。

## 一、原発ゼロ法案について

### 企画調整部長

原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案につきましては、エネルギー政策は、福島第一原発事故の現状と教訓を踏まえ、何よりも住民の安全・安心の確保を最優先に、国の責任において検討されるべきものと考えております。

### 危機管理部

福島第一原発3号機の使用済燃料取り出しなどで発生したトラブルにつきましては、東京電力における資機材の品質管理や作業計画の管理が不十分であったと認識しております。このため、今月14日に廃炉安全監視協議会を開催し、東京電力に対して、徹底した原因分析のほか、改善に向けた多角的な対策の検討と実効ある取組の実施を強く求めたところであります。

## 二、原発廃炉作業のトラブルについて

### 危機管理部長

福島第一原発の廃炉作業につきましては、前例のない困難な取組であり、東京電力はもとより、原子力政策を推進してきた国の責任で、安全かつ着実に進めるべきものと考えております。このため、国に対しては、自らが前面に立ち、世界の英知を結集し、総



力を挙げて取り組み、そして確実に結果を出すよう繰り返し求めているところであります。

#### 四、放射線の監視体制について

##### 危機管理部長

環境放射線モニタリングにつきましては、これまでも、廃炉の進捗に応じ、ダストモニタの整備など監視体制の強化を図っており、今年度は、発電所周辺における中性子線量率の測定や土壌中のウラン分析の準備を進めているところです。また、これらの調査結果については、ホームページ等を通して、正確かつ迅速に提供してまいります。

次に、リアルタイム線量測定システムの増設につきましては、これまで様々な機会を捉え、国に対して、発電所周辺地域における環境放射線モニタリングの充実を求めてきたところであり、今後とも、帰還する住民の不安解消のため、市町村や住民の意向を十分に踏まえ、リアルタイム線量測定システムを含め、環境放射線モニタリングの充実を求めてまいりたいと考えております。

次に、リアルタイム線量測定システムの設置継続につきましては、県民の安全・安心を確保するための取組の一つであることから、先日実施した国への要望活動においても、今後の運用については、市町村や地域住民の意向を十分に踏まえ、理解を得ながら丁寧に進めるよう要望したところであります。

##### 生活環境部長

中間貯蔵施設の環境保全の取組につきましては、飛散防止剤の散布や建屋内の負圧管理等による除去土壌等の飛散・流出防止対策に加え、大気中の放射能濃度測定などが実施されており、県においても、現地調査やモニタリングにより独自に周辺環境の安全を確認しております。引き続き、環境安全委員会等を通じて、国の環境保全の取組を確認してまいります。

#### 五、除染について

##### 生活環境部長

特定復興再生拠点区域以外の帰還困難区域の除染につきましては、今月行った政府要望の中で、拠点区域内の除染を確実に実施することと併せて、国の考え方を示すよう求めたところであります。

次に、フレキシブルコンテナの輸送につきましては、車両への積込作業前に状態の確認を行った上で、劣化や破損等の状況に応じて、元の袋ごと新しい袋に入れる手法で詰

め替えを行い、安全に輸送されております。県といたしましては、引き続き、国に対し、中間貯蔵施設への輸送が安全に実施されるよう求めてまいります。

## 六、小名浜高等学校といわき海星高等学校の統廃合について

### 教育長

いわき海星高校につきましては、県内唯一の水産科を持つ高校として、高度な水産教育を実践し、これまで多くの有為な人材を輩出することにより、本県の水産業の振興に大きく貢献してきたところであり、今後の水産業の復興にも欠かすことができないものと考えております。

次に、いわき海星高校の統合につきましては、地域における生徒の減少と水産科への志願動向を踏まえ、本県水産教育の拠点校として、専門的な教育活動を長期にわたり安定して提供するためにも、再編整備は避けられないものと考えております。

## 七、水産高等学校練習船「福島丸」について

### 教育長

福島丸の職員につきましては、生徒が海洋航海訓練を行う際の船の安全な運行や漁業の実習作業のため、臨時職員を含め必要な人員を確保しているところであります。なお、採用試験において、実施時期の前倒しや受験科目の削減など、受験者を増やすための見直しを行い、可能な限り正規職員の確保に努めてまいる考えであります。

次に、福島丸の乗組員の給与につきましては、人事委員会勧告を踏まえ、国や他県の動向を勘案しながら決定しているところであります。

## 八、学校のエアコンの猛暑での適正な使用について

### 教育長

県立学校に設置を進めているエアコンにつきましては、大規模改造工事を予定している学校を除き、高等学校においては、未設置校 40 校について、今年の夏からの稼働を目指して設置を進めているところであり、特別支援学校においては、計画どおり来年の夏からの稼働を目指して整備を進めております。

次に、県立高等学校におけるエアコンの使用につきましては、夏季空調設備の運用方針に基づき各学校が対応しているところですが、その使用期間や稼働については、設置状況や気象条件に応じて、弾力的な運用も可能としております。

次に、県立高等学校のエアコンの維持管理予算につきましては、今年度からのエアコンの稼働を踏まえ、当初予算において、必要な額を新たに計上し、各学校に配分してい

るところであります。

次に、特別教室や体育館のエアコンにつきましては、高等学校においては、普通教室を中心に整備することとしており、いずれも設置は検討しておりません。また、特別支援学校においては、体育館への設置は検討しておりませんが、体温調整が困難な児童生徒に配慮を要することから、ほぼ全ての特別教室に設置することとしております。

## 九、踏切の安全対策について

### 土木部長

踏切安全通行カルテにある県道3ヶ所の踏切につきましては、会津若松市の坂下街道及び喜多方市の第2新津街道について、昨年度までに整備を完了しており、第4喜多方街道については、今年度、設計を進めているところであります。

次に、道路改良が必要な踏切につきましては、市町村と連携し、現状の把握に努めており、通学路で歩道が狭いなど課題のある箇所について、鉄道事業者等、関係機関と協議しながら、対策を検討することとしております。

## 十、河道掘削について

### 土木部長

河道掘削につきましては、豪雨災害から県民の安全で安心な生活を守るため、今年度、市町村や地域住民からの要望等を踏まえ、県内全域において実施する箇所を大幅に増やしたところであり、今後とも、計画的に河道掘削を実施してまいります。

## 十一、小名浜港の安全対策について

### 土木部長

小名浜港臨港道路における道路照明の整備につきましては、これまで、緊急性の高いアクアマリンパークから6号ふ頭までの区間で、機能が損なわれた器具等の取替えなどを実施しており、残りの区間においては、今後、港湾利用者等の意見を聴きながら検討を行ってまいります。

次に、小名浜港東港地区の津波に備えた避難施設の設置につきましては、現在建設している施設等を活用することとし、東港の供用開始に向けて、関係機関と協議をしながら、避難場所の設定や避難ルートの確保等について検討を進めております。

## 十二、会計年度任用職員の処遇について

### 総務部長

会計年度任用職員制度につきましては、現在、導入に向け、任用や勤務条件等詳細な制度設計をしているところであり、周知期間等も考慮して円滑に移行できるよう検討を進めてまいりる考えであります。

次に、市町村における会計年度任用職員制度につきましては、これまでも、市町村への説明会や担当職員向けの研修会の開催等を通じて、周知してきたところであり、引き続き、市町村における円滑な制度の導入に向けて、助言してまいります。

次に、会計年度任用職員制度の導入に伴う財源措置につきましては、今後の国の動向を踏まえ、他団体や全国知事会等と連携しながら、必要な要請等を行う考えであります。

### 十三、高齢者の移動手段の確保について

#### 生活環境部長

高齢者の移動手段の確保に取り組む市町村への支援につきましては、市町村が独自に運行するコミュニティバスやデマンド型乗合タクシーへの支援のほか、一般のタクシーを活用した実証事業などに取り組む市町村に対して補助を行っております。今後とも、地域が抱える課題を丁寧に伺いながら、高齢者の移動手段の確保に取り組む市町村を支援してまいります。

次に、高齢者が公共交通機関を無料で利用できるようにすることにつきましては、バス事業者等において、独自に高齢者向けの割引制度を実施しているところであり、県では、乗合バス等を運行している事業者や市町村に対し、路線を維持するための補助を行っております。引き続き、地域の実情に応じ、市町村や交通事業者と連携しながら、高齢者の移動手段の確保に努めてまいります。

次に、高齢運転者による交通事故の防止につきましては、県では、交通安全運動の最重点事項に掲げ、啓発に取り組んでいるところであり、国では、昨今の交通事故の発生状況を踏まえ、事故防止に向けた新たな取組を検討することとしております。引き続き、国の動向も注視しながら、高齢運転者による交通事故の防止に取り組んでまいります。

#### <再質問>

##### 吉田県議

再質問させていただきます

知事にお伺いをいたします。県が想定した津波の高さを踏まえた津波対策を東電に求めることについてです。

県が12年ぶりに策定した津波想定は、福島県で英知を結集して作り上げたものだと、そういうふうに理解をしています。こうした津波の知見をですね、東電の安全対策に活かすというのは本当にこれ必要なことだと思います。

知事は答弁の中で「25メートルの津波に『東電』は対応している」、そして県も安全監視協議会で監修を強める、という答弁をされましたけれど、こうした県が策定した津波想定、知見を津波対策に活かすのか、どういうふうに東電に対して、県の知見を生かさせるのか、そこが私は本当に大事なことだと思っています。

8年前の津波では地震調査研究推進本部が15.7Mクラスの津波が襲来することを想定しておりましたが、それにもかかわらず東京電力はそうした知見を採用することなくですね、8年前の津波に襲われたと、そういう経験があるわけです。ですから今度学術会議では、こういう外部の知見を十分取り入れ、何らかの対策を取るべきだという、そういう報告書も5月に出しているわけです。

改めてですね、県の津波想定、津波高さを受け入れて、県民が本当に安心できるそういう津波対策を求めているいただきたい、改めて答弁をお願いしたいと思います。

教育庁に再質問させていただきます。

一つは、海星高校と小名浜高校の統廃合についてです。

教育長は海星高校の役割について、唯一の水産高校であり、人材を輩出に貢献していると、今後もこうした役割は変わらないとおっしゃいました。それであるならばですね、本県唯一の水産高校を存続させるということは大事なことだと私は思っています。震災原発事故で受けた被害で、まだ水産業は震災前の水準を回復していません。水産関係者、地域の人、そして高校も含めて、いま復興のために努力をしているというのが、水産高校を取り巻く状況だと思っています。そういう最中にですね、統合によって4クラスを3クラスにする、機能縮小する。そうしますと、教員数その他はやはり減少するわけです。ですから、水産系学科を縮小することなく維持発展させるということが本当に大事なことだと思っています。

いわき海星高校は統合せずに、存続させるべきだと思います。もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

もう一点、教育長に質問させていただきます。

エアコンの高校での使用についてです。教育長は弾力的な運用が可能だとおっしゃいました。しかし、私は高校のエアコンの、一つは契約上の条件からですね、なかなかその弾力的な運用が難しいのではないかと考えています。夏までに稼働が可能なエアコンの多くはリース契約です。リース契約によって発電機を持ってきます。ですから、発電機を持ってくる時期がこの猛暑よりも早くなければ、物理的に現場の校長が稼働させようと思っても稼働できないわけですね。そういうことも含めて、現場の校長先生の判断で、暑い時には運転ができるようにすべきだと思いますけれども、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

<答弁>

内堀雅雄知事

吉田議員の再質問にお答えいたします。

福島第一原発では、切迫性の高いとされる千島海溝地震による津波への対策として、サブドレン等の重要設備の被害軽減を目的に防潮堤の設置が予定されております。また、それを越える津波による浸水対策として燃料冷却機能を維持するための対策や、汚染水の流出を防ぐための対策が講じられているところであります。県としては、引き続き、東京電力に対し、津波への対策を着実に実施するよう求めてまいります。

## 教育長

再質問にお答えをいたします。

一つは海星高校の統合再編の件でございます。今回の高校改革計画期間 10 年間に、いわき市においても、10 年間で中学校の卒業生が約 700 人ほど減少するという、深刻な少子化が進む中であって、現実には小名浜高校・海星高校ともにですね、定員を割っているという状況にございまして、今後もなかなかですね、単独で存続していくのは難しいというのが現実でございます。

そういった中で、ご指摘の水産高校としての専門性、これを維持しながらですね、こういった学びを維持しながらの統合再編を進めてまいりたいと考えております。

それからもう一つ、エアコンの弾力的な運転の件でございます。各高等学校においてご指摘のリース契約のような形態もありますし、実はそれぞれによってちょっと電源とかですね、設置契約等がそれぞれ違っているのが実態でございます。そういった実態の中で、一定の一般的な基準として、6 月半ばから 9 月半ばぐらいを目安として、運転をしていただくということで設定をしておりますが、その契約上の工夫ですとか、それから電源がまた違う方法であったりとか、そういう状況を許す状況の範囲内ですね、弾力的な運転も可能とさせて頂いております。

## <再々質問>

### 吉田県議

再々質問させていただきます。知事にもう一回お伺いします。

私は県が策定をした津波想定ですね、この知見を東京電力に参考にする、東京電力が行う津波対策に、この県の英知で作り上げた対策をですね、本当に参考にすると。これに基づく津波対策を行うことを求めるというのが大事なことだと思います。そういう点で、もう一度東京電力に対して、この県の行った津波想定の高さを受け入れるよう求めるべきだと思いますけれども、答弁をお願いします。

危機管理部長にお伺いさせていただきます。

この間の、第一原発の 3 号機のトラブルは本当に多くの県民に不安を与えて廃炉まで 40 年といわれるもとの、こうした事例がですね、次から次へとおれば本当に安心して生活できないということになるのは、当然の事だと思っています。

部長は、どういう風に捉えているのかということでの質問で、段取りの問題というような、そんな印象を受けたものですから、私はこの根本には、東京電力の安全に対する意識がこの8年間経過した中で、本当に低下をしてしまっているのではないかという心配をしています。東電は原発稼働の時も安全神話の下でこういう事故をですね、起こす結果になりました。廃炉作業でも、そうした安全神話に基づく作業がですね、蔓延するようなことがあっては大変なことだというふうに思っています。

ですから、これはきちんとですね、国に対して安全かつ着実に、本来、国が全面的に責任を持つべきものだと私は考えるものですから、国の責任で安全かつ着実に取り組めるよう求めるべきだということで、答弁をお願いしたいと思います。

生活環境部長にお聞きいたします。

高齢者の移動手段確保のための、県内の交通機関を無料で利用するようにしようと、それぞれの市町村、様々な努力をされておられます。そして県も路線維持のための支援や様々な支援をしていますが、いま福島市や二本松市で行なっている、そうした75歳以上の高齢者の方の無料については、市外に出ると当然有料になるわけですね。福島市内、福島から出ると有料になると、二本松から出ると有料だと。私はそういう点ですね、この県内すべての方がどこに移動するにしても、高齢者の方が本当に安心して、いわゆる無料で利用できる、そういう制度が必要なのかなど。そのためには県がそういう制度を構築するために力を尽くすことが必要だと思っています。

高齢者の足の確保のために県内の交通公共交通機関を無料で利用できる、そういう支援を県が行うべきだと思いますが、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

## <再々答弁>

### 内堀雅雄知事

吉田議員の再質問にお答えいたします。

福島第一原発につきましては、津波浸水想定を超える約25メートルの津波への対応が重要であり、現在、各種対策が進められております。

県と致しましては、廃炉安全監視協議会による立入調査や、現地駐在職員による現場確認により、津波への対策が着実に実施されるようしっかりと監視してまいります。

### 危機管理部長

再質問にお答えいたします。

廃炉作業が安全確実に行われるよう国に求めるべきというようなご質問だったかと思いますが。先日の政府への要望活動におきましても、知事から経済産業大臣に対しまして、廃炉作業について世界の英知を結集し、国が前面に立って総力を挙げて取り組むよう求めたところであり、大臣からは中長期ロードマップに基づいて、国が前面に立って安全かつ着実に取り組んでいくというような回答を得たところでございます。今後ともあらゆる機会を通じて求めてまいります。

## 生活環境部長

再質問にお答え致します。

高齢者が公共交通機関を無料で（利用）できるようにすることにつきましては、県ではバス路線等を維持するための補助を実施しているところであり、またバス事業者等におきまして、高齢者を対象とした独自の割引制度を実施している状況でございます。引き続き、県といたしましては、市町村や交通事業者と連携をしながら、持続可能な公共交通の確保に取り組んで参る考えであります。

以上